

未納料金の確認通知書？裁判？ 詐欺ハガキに注意！

＜相談事例＞

「訪問販売会社への未納料金の件で裁判になる」というハガキが届いた！全く心当たりがない。国民生活相談センターというところからだ。怖い、どうなるのか。（70代女性）

◆実際に配達された詐欺ハガキ◆

＜アドバイス＞

●これは不特定多数の宛先に 送られた架空請求ハガキです！

公的機関に類似した差し出し人ですが、存在しません。これまでも、法務省管轄〇〇センター、民間訴訟告知センターなど、名称をさまざまに変えて繰り返されている詐欺の手口です。

●記載された連絡先には、決して電話 しないでください！

記載された窓口に電話すると、電話番号や家族構成などの個人情報聞き出され、次々と電話がかかってきます。無視するのが一番です。

●不審なハガキが届いたら、消費生活 センターに相談しましょう。

確認通知書

令和3年 3月23日 管理番号 (お) 第 327号

この度ご通知致しましたのは、貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料又は、契約不履行による当該会社が管轄裁判所に訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては担当職員に管理番号をお伝え下さい。国民生活相談センターは訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

尚、再三にわたる呼び出しに応じないで裁判を放置していた方が執行官立会いのもと、給料や財産を差押さえられる事例がありますので十分ご注意ください。

※ 至急連絡をください。このままご連絡無き場合は、裁判の日程を決定する執行が執り行われます。

コロナウイルス感染症対策のため至急連絡をください。

(土・日・祭日を除く) 9:00～17:00

〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目16-25芝浦ポートサイドビル5F

相談窓口 03-xx xx-0000

独立行政法人 国民生活相談センター

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F） ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん